

伊賀市景観計画等一部修正案パブリックコメント実施結果

○パブリックコメント募集期間

2016（平成28）年1月22日から2016（平成28）年2月22日

- 資料の閲覧方法
- 1) 都市計画課、各支所振興課、各地区市民センター
 - 2) 市ホームページ

- 提出方法
- 1) 郵送
 - 2) ファックス
 - 3) Eメール
 - 4) 持参

○パブリックコメント受付件数及び意見数	受付件数	2件（意見数4件）
	（内訳）	
	郵送	0件
	ファックス	1件（意見数1件）
	Eメール	0件
	持参	1件（意見数3件）

○提出されたパブリックコメントと回答

番号	該当箇所	ご意見	回答
1	「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画」 全般	資料2の8項の景観形成基準の表の内、区分の共通事項※1の項の二つ目の・の項では、眺望を妨げない対象として上野城天守閣のみをあげて図を添えている訳ですが、9項の寺町地区においても同様の基準を設ける必要があると考えます。 特に寺町地区の通りの現状は通りの延長上の突き当たりが目立った景観上の障害物がなく、このことが良好な景観形成の実現に寄与しています。 このことから、通りの延長上に障害物が出来にくいように規制する必要があると考えます。	今回の修正は、景観計画で位置づけている現行の景観施策の効果を高めることに主眼をおいており、新しい地区指定などは今後の検討課題として位置づけております。 今後、規制・制限等を設けていく場合は、景観法の基本理念に則り、地域の皆様のご意見を伺いながら進めます。 ご指摘頂いたとおり、通りの延長上の見え方は重要な景観要素であると認識しております。
2	「伊賀市景観計画」	・30P近代建築物とは。 近代建築物とは具体的にどのような建築物を言いますか？（例えば市役所南庁舎）	近代建築物は、明治以降の建築物を想定しています。 特定の建築物を想定したものではありません。
3	第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	・P30所有者の合意とは。 景観重要建造物の指定が公共施設の場合、議会の合意もしくは承認が必要と考えますがいかがですか。	公共施設の場合の所有者の合意は、制度上は施設管理者の専決事項であると認識しております。
4		・31P伊賀市景観審議会及び建築等の専門家の意見。 指定に当たっては建築等の専門家の意見を聞くものとありますが、37Pにあります、三重県建築士会等に該当しますか。	三重県建築士会は、建築士法第22条の4において定められた「建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的」とする法人であり、「建築等の専門家」の一つとなるものと認識しております。